

早期卒業について(KIMERAプログラム生は除く)

このことについて、「早期卒業に関する細則」による基準を満たしている学生については修業年限3年で卒業することができます。ただし、早期卒業を希望する場合は以下の基準を満たしていなければなりません。

ついては、修得基準を満たしており、早期卒業を希望する者は下記の締切日までに教務グループへ申し出てください。なお、3年次の年度途中での申請はできませんので注意してください。

※ゼミに所属する学生は、申請願提出に際しては、指導教員の承認が必要です。

履修科目の登録の上限に関する細則（抜粋） ※2023年度入学者用学生便覧P. 124

第3条 本学部規則第8条第2項に規定する履修科目の登録の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる者は、本学部規則第16条第2項に規定する早期卒業を希望する者で、2年次終了時に、修得単位のうち50単位以上が「優」以上で、教授会が「成績優秀」と認めた者とする。

ただし、本学部編入学又は転入学した者には適用しない。

【参考】

早期卒業に関する細則（抜粋） ※2023年度入学者用学生便覧P. 128

第2条 早期卒業の認定基準は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 本学部に3年以上在学していること。
- (2) 学部規則第7条に定める単位を修得していること。
- (3) 専門科目（共通専門基礎科目を除く。）の修得単位の成績の4/5以上が「優」以上であること。
- (4) 教授会が「極めて優秀な成績」と認めた者。
- (5) 学生が早期卒業を希望していること。

記

申請締切日 2025年4月4日（金）17時

メール宛先 bkyomu3@b.kobe-u.ac.jp

2025年1月9日

経営学部教務グループ